

## ○市町村における障害者差別解消支援地域協議会設置状況

(平成28年5月1日現在)

設置状況	市町村数	市町村名																										
設置済 (19%)	33	赤平市、滝川市、札幌市、恵庭市、石狩市、ニセコ町、新冠町、函館市、北斗市、七飯町、長万部町、せたな町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、和寒町、苫前町、初山別村、天塩町、猿払村、浜頓別町、網走市、美幌町、訓子府町、音更町、士幌町、新得町、芽室町、幕別町、豊頃町、別海町、中標津町																										
設置に向けて検討中 (74%)	133	夕張市、岩見沢市、美瑛市、芦別市、三笠市、砂川市、歌志内市、深川市、南幌町、奈井江町、上砂川町、由仁町、栗山町、浦臼町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町、江別市、千歳市、当別町、新篠津村、小樽市、島牧町、寿都町、黒松内町、蘭越町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、共和町、岩内町、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村、室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、豊浦町、壮瞥町、白老町、厚真町、洞爺湖町、安平町、むかわ町、浦河町、様似町、えりも町、新ひだか町、松前町、福島町、知内町、木古内町、鹿部町、森町、江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、今金町、旭川市、士別市、名寄市、富良野市、鷹栖町、東神楽町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町、幌加内町、留萌市、増毛町、小平町、羽幌町、遠別町、稚内市、中頓別町、枝幸町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町、幌延町、北見市、紋別市、津別町、置戸町、佐呂間町、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町、大空町、帯広市、上士幌町、鹿追町、清水町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、池田町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町、釧路市、釧路町、厚岸町、標茶町、弟子屈町、白糠町、根室市、標津町、羅臼町																										
設置しない (7%)	13	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>長沼町</td> <td>事例がない</td> </tr> <tr> <td>月形町</td> <td>自立支援協議会で対応する</td> </tr> <tr> <td>北広島市</td> <td>地域協議会に求める機能について、既存の相談窓口や(自立支援)協議会の活用、各機関との連携により、当面对応を図ること</td> </tr> <tr> <td>泊村</td> <td>今後、社会福祉委員の方々と協議していく方向で考えている</td> </tr> <tr> <td>日高町</td> <td>設置義務がないため</td> </tr> <tr> <td>平取町</td> <td>道が既に設置している地域づくり委員会を活用</td> </tr> <tr> <td>八雲町</td> <td>①発生事案に応じて関係機関で協議することを想定しており、内容により関係機関が異なる。 ②合理的配慮に欠けているかどうかは極めて個別具体的な議論になると思われ、個人名・店名等を秘匿したとしても特定される可能性が高いことから、なるべく町担当課で対応することを想定。 ③迅速な対応が必要な場合も想定されるため(協議会方式は委員の日程調整・参集に時間を要す)</td> </tr> <tr> <td>東川町</td> <td>相談は日頃から総合的な相談を受けている担当窓口で対応することとし、必要に応じて地域総合支援協議会で協議し対応を検討することとしたため、新たな組織の立ち上げは見送る</td> </tr> <tr> <td>斜里町</td> <td>地域として、必要性(需要)が高まっていない。</td> </tr> <tr> <td>清里町</td> <td>体制が整っていないため</td> </tr> <tr> <td>小清水町</td> <td>通常の相談や紛争解決の窓口は、役場保健福祉課で対応が可能のため(必要に迫られた場合、小清水町地域自立支援協議会が役割を担う)</td> </tr> <tr> <td>浜中町</td> <td>障害者差別解消法に関する関係団体との調整については、障害者自立支援協議会の「部会」としての位置づけにて運用を図りたい。</td> </tr> <tr> <td>鶴居村</td> <td>設置については、現時点で検討ができていないため。今後、地域協議会内で検討することとしたい。</td> </tr> </tbody> </table>	長沼町	事例がない	月形町	自立支援協議会で対応する	北広島市	地域協議会に求める機能について、既存の相談窓口や(自立支援)協議会の活用、各機関との連携により、当面对応を図ること	泊村	今後、社会福祉委員の方々と協議していく方向で考えている	日高町	設置義務がないため	平取町	道が既に設置している地域づくり委員会を活用	八雲町	①発生事案に応じて関係機関で協議することを想定しており、内容により関係機関が異なる。 ②合理的配慮に欠けているかどうかは極めて個別具体的な議論になると思われ、個人名・店名等を秘匿したとしても特定される可能性が高いことから、なるべく町担当課で対応することを想定。 ③迅速な対応が必要な場合も想定されるため(協議会方式は委員の日程調整・参集に時間を要す)	東川町	相談は日頃から総合的な相談を受けている担当窓口で対応することとし、必要に応じて地域総合支援協議会で協議し対応を検討することとしたため、新たな組織の立ち上げは見送る	斜里町	地域として、必要性(需要)が高まっていない。	清里町	体制が整っていないため	小清水町	通常の相談や紛争解決の窓口は、役場保健福祉課で対応が可能のため(必要に迫られた場合、小清水町地域自立支援協議会が役割を担う)	浜中町	障害者差別解消法に関する関係団体との調整については、障害者自立支援協議会の「部会」としての位置づけにて運用を図りたい。	鶴居村	設置については、現時点で検討ができていないため。今後、地域協議会内で検討することとしたい。
長沼町	事例がない																											
月形町	自立支援協議会で対応する																											
北広島市	地域協議会に求める機能について、既存の相談窓口や(自立支援)協議会の活用、各機関との連携により、当面对応を図ること																											
泊村	今後、社会福祉委員の方々と協議していく方向で考えている																											
日高町	設置義務がないため																											
平取町	道が既に設置している地域づくり委員会を活用																											
八雲町	①発生事案に応じて関係機関で協議することを想定しており、内容により関係機関が異なる。 ②合理的配慮に欠けているかどうかは極めて個別具体的な議論になると思われ、個人名・店名等を秘匿したとしても特定される可能性が高いことから、なるべく町担当課で対応することを想定。 ③迅速な対応が必要な場合も想定されるため(協議会方式は委員の日程調整・参集に時間を要す)																											
東川町	相談は日頃から総合的な相談を受けている担当窓口で対応することとし、必要に応じて地域総合支援協議会で協議し対応を検討することとしたため、新たな組織の立ち上げは見送る																											
斜里町	地域として、必要性(需要)が高まっていない。																											
清里町	体制が整っていないため																											
小清水町	通常の相談や紛争解決の窓口は、役場保健福祉課で対応が可能のため(必要に迫られた場合、小清水町地域自立支援協議会が役割を担う)																											
浜中町	障害者差別解消法に関する関係団体との調整については、障害者自立支援協議会の「部会」としての位置づけにて運用を図りたい。																											
鶴居村	設置については、現時点で検討ができていないため。今後、地域協議会内で検討することとしたい。																											

\*「設置済」、「設置に向けて検討中」は166市町村で全体の92.7%